**令和７年度**

**【No.11-1-1】指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**○ 指定居宅介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| HP,Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 事業者の名称 |  |
| 事業所番号 | ４６ |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者及び担当者氏名 |  |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |

※　太枠内のみ事業所において御記入ください。

《目　　次》

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定居宅介護）

第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

第２　人員に関する基準

１　従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

２　サービス提供責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

３　管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

４　人員の特例要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

第３　設備に関する基準

　　 設備及び備品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 １０

第４　運営に関する基準

１　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

２　契約支給量の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

３　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

４　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

５　サービス提供困難時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

６　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

７　介護給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

８　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

10　身分を証する書類の携行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

11　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

12　指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる

金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

13　利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

14　利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

15　介護給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

16　指定居宅介護の基本取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

17　指定居宅介護の具体的取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

18　居宅介護計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

19　同居家族に対するサービス提供の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

20　緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

21　支給決定障害者等に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

22　管理者及びサービス提供責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

23　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

24　介護等の総合的な提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

25　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

26　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

27　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

28　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

29　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

30　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

31　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

32　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

33　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

34　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

35　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

36　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

37　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

38　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

第５　共生型障害福祉サービスに関する基準

１ 共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準・・・・・・・・・・　４０

　２　準用（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）・・・・・・ ４０

３　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

第６　基準該当障害福祉サービスに関する基準

１ 従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

２　管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４２

　３　設備及び備品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４４

　４　同居家族に対するサービス提供の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４４

５　運営に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４４

６　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

第７　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

第８　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い

１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

２　居宅介護サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

３　初回加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

４　利用者負担上限額管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

５　喀痰吸引等支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

６　福祉専門職員等連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

７　福祉・介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

８　福祉・介護職員等特定処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

９　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

10　福祉・介護職員等処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

（参考）主な根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

Ⅰ 運営指導当日準備する必要書類

指定居宅介護

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 指定申請書類(控) | 有・無 |
| ２ | 組織図 | 有・無 |
| ３ | 勤務表，出勤簿 | 有・無 |
| ４ | 給与台帳 | 有・無 |
| ５ | 登録証，免許証 | 有・無 |
| ６ | 平面図 | 有・無 |
| ７ | 運営規程 | 有・無 |
| ８ | 契約書，重要事項説明書 | 有・無 |
| ９ | 利用料金等の説明文書，パンフレットなど | 有・無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有・無 |
| 11 | 看護・介護記録，生活介護計画等 | 有・無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有・無 |
| 13 | 前年度利用者数が分かる資料 | 有・無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有・無 |
| 15 | 消防計画 | 有・無 |
| 16 | 衛生管理等に関する記録 | 有・無 |
| 17 | 就業規則 | 有・無 |
| 18 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | 有・無 |
| 19 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有・無 |
| 20 | 苦情解決に関する記録 | 有・無 |
| 21 | 事故に関する記録 | 有・無 |
| 22 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有・無 |
| 23 | 損害賠償保険証書 | 有・無 |
| 24 | 変更届(控) | 有・無 |
| 25 | 金銭台帳の類 | 有・無 |
| 26 | 介護給付費又は訓練等給付費請求書(控) | 有・無 |
| 27 | 介護給付費又は訓練等給付費明細書(控) | 有・無 |
| 28 | サービス提供実績記録票（控） | 有・無 |
| 29 | サービス提供証明書（控） | 有・無 |
| 30 | 領収証(請求書)(控) | 有・無 |
| 注１　運営指導対象期間は，令和　６年　４月　１日から運営指導当日までですので，  その期間に対応した上記書類を準備してください。  注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります。 | | |
|  | | |

**Ⅱ 主眼事項及び着眼点（指定居宅介護）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第１　基本方針  第２　人員に関する  基準  １　従業者の員数 | （１）指定居宅介護事業者は，利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定居宅介護の提供に努めているか。  （２）指定居宅介護事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。  （３）指定居宅介護の事業は，利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて，入浴，排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。  指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は，常勤換算方法で，2.5以上となっているか。  　　 常勤換算　　　　（　　　　．　　　）人 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 | | |
| ○「常勤換算方法」  総従業者の１週間の勤務延べ時間数　÷当該事業所において常勤の従業者が１週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。） | | | | | ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○勤務体制一覧  　表  ○従業者の資格  　証 | | 法第43条  平18厚令171第３条第２項  平25県条例第37号  平18厚令171第３条第３項  平18厚令171第４条第１項  法第43条第１項  平18厚令171第５条第１項  平18厚告538第１条  平18障発第1206001号  第二２(1)  平18障発第1206001号  第二２(2 |  | | |
| ただし，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第23 条第１項，同条第３項若しくは同法第24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児，介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合，30 時間以上の勤務で，常勤換算方法での計算に当たり，常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし，１として取り扱うことを可能とする。  ○「勤務延べ時間数」  勤務表上，サービス等の提供に従事する時間又は準備等を行う時間(待機の時間を含む)として明確に位置付けられている時間の数。  なお，従業者１人につき，勤務延べ時間数に算入することができる時間数は，当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。 | | | | | | |  |  | | |
| 主　眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | 自 己 評 価 | | |
|  | |  | | | | | |  | | |
| チェッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 | | |
| ○「常勤」  指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が，当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。 ただし，母性健康管理措置又は育児，介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については，利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は，例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。  当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし，管理者について，管理上支障がない場合は，その他の事業所を含む。）の職務であって，当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては，それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば，常勤の要件を満たすものであることとする。  また，人員基準において常勤要件が設けられている場合，従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。），母性健康管理措置，育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。），同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。），同法第23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において，当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより，人員基準を満たすことが可能であることとする。 | | | | | | | 平18障発第1206001号  第二２(3) |  | | |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| ２　サービス提供責任者 | | （１）指定居宅介護事業所ごとに，常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて１人以上の者をサービス提供責任者としているか。  　　（ただし，事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。）  （２）サービス提供責任者の配置の基準は，次のいずれかに該当する員数を置いているか。  ア　当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450時間又はその端数を増すごとに１人以上  　イ　当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに１人以上  　　ウ　当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに１人以上(ただし，常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し，かつ，サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している当該事業所において，サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合は，当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は，利用者の数が50人又はその端数を増すごとに１人以上とすることができる。)  （３）サービス提供責任者については，次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任しているか。  　　ア　介護福祉士  イ　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第２項第２号の指定を受けた学校又は養成施設において１月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修を修了した者  ウ　改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第１項に規定する介護職員基礎研修を修了した者  エ　居宅介護従業者養成研修による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第２号に規定する１級課程）を修了した者  オ　居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって３年以上介護等の業務に従事した者（ウ，エに掲げる者を除く。）  ※　介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても，アからオまでと同様に取り扱って差し支えない。 | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 | | |
|  | | | | | ○サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○勤務体制一覧  　表  ○従業者の資格  　証 | | 平18厚令171第５条第２項  平18障発第1206001号  第三１(2)  平18障発第1206001号  第三１(2)①  平18障発第1206001号  第三１(2)①イ  平18障発第1206001号  第三１(2)①ア  平18障発第1206001号  第三１(2)② |  | | |
| ○　事業の規模に応じて，常勤換算方法によることができることとされたが，サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については，当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合には，32時間を基本とする。)の２分の１以上に達している者でなければならない。  ○　常勤割合が比較的高いなど，従業者１人当たりのサービス提供時間が多い場合は，月間の延べサービス提供時間が450時間を超えていても，従業者の数が10人以下であれば，（２）イの基準によりサービス提供責任者は１人で足りる。  　（例）延べサービス提供時間640時間，従業者数12人（常勤職員５人及び非常勤職員７人）及び利用者数20人である場合，（２）ウの基準により，配置すべきサービス提供責任者は１人で足りる。 | | | | | | |  |  | | |
|  | | | | | ○勤務表  ○出勤簿  ○辞令等  ○給与台帳等  ○組織図  ○資格証等  ○利用者数が分かる資料  など | |  |  | | |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| ３　管理者  ４　人員の特例要件  （１）介護保険との関係  （２）指定居宅介護事業者  が，指定重度訪問介護，指  定同行援護又は指定行動  援護の事業を併せて行う  場合の要件 | | 指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  　（ただし，指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ，又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所，施設等の職務に従事することは差し支えない。）  （１）介護保険法による指定訪問介護事業者及び第１号訪問事業者が，指定居宅介護，指定重度訪問介護，指定同行援護又は指定行動援護の事業を同一の事業所において併せて行う場合は，当該介護保険法上の指定を受けていることをもって，基準を満たしているものと判断して差し支えないが，当該指定基準を満たしているか。  （２）（１）の場合において，当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は，次のいずれかに該当する員数を置いているか。  ア　当該事業所における指定訪問介護等及び指定居宅介護の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上  イ　指定訪問介護等と指定居宅介護のそれぞれの基準により必要とされる員数以上  なお，指定居宅介護のサービス提供責任者と指定訪問介護のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。  指定居宅介護事業者が，指定重度訪問介護，指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件を満たしているか。  ア　従業者（ホームヘルパー）  当該事業所に置くべき従業者の員数は，一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りる。（指定居宅介護事業者，指定重度訪問介護事業者，指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者のうち３つ以上の指定を受ける場合も同様とする。）  イ　サービス提供責任者  当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は，指定重度訪問介護，指定同行援護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて１以上で足りる。（同上）  ウ　管理者  当該事業所に置くべき管理者が，指定重度訪問介護事業所，指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。（同上） | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 | | |
| ○ 指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり，かつ，原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。  　　ただし，以下の場合であって，当該事業所の管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねることができる。  　　なお，管理者は，指定居宅介護の従業者である必要はない。  　①　当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合  　②　同一の事業者によって設置された他の事業所，施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって，当該他の事業所，施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も，当該指定居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し，職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ，また，事故発生時等の緊急時の対応について，あらかじめ対応の流れを定め，必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合  （管理業務に支障があると考えられる例）  管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や，併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている場合を除く。），事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合など | | | | | ○管理者の勤務形態が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○勤務体制一覧  　表  ○従業者の資格  　証 | | 平18厚令171第６条  平18障発第1206001号  第三１(3)  平18障発第1206001号  第三１(8)②  平18障発第1206001号  第三１(8)① |  | | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 第３　設備に関する基準  　 設備及び備品等  第４　運営に関する基準  １　内容及び手続の説明及び同意 | 1. 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の   区画を設けるほか，指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。  （２）事務室又は事業を行うための区画については，利用申込みの受付，相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。  （３）指定居宅介護に必要な設備及び備品等が備えられているか。  　　　特に，手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。  　　　（ただし，他の事業所，施設等と同一敷地内にある場合であって，指定居宅介護の事業又は当該他の事業所，施設等の運営に支障がない場合は，当該他の事業所，施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。）  (１）指定居宅介護事業者は，支給決定障害者が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。  　　　また，当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  （２）指定居宅介護事業者は，社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  （なお，利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき　　　事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。） | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 | | |
| ○　指定居宅介護事業所には，事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが，間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は，他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。  　　なお，この場合に，区分がされていなくても業務に支障がないときは，指定居宅介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。  ○　事務室又は区画，設備及び備品等については，必ずしも事業者が所有している必要はなく，貸与を受けているものであっても差し支えない。  ○　書面交付事項  　① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  　② 当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容  　③　当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  　④　指定居宅介護の提供開始年月日  　⑤ 指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口 | | | | | ○平面図  ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○同上  ○その他利用者に交付した書面 | 法第43条第2項  平18厚令171第８条第１項  平18障発第1206001号  第三２(1)  平18障発第1206001号  第三２(2)  平18障発第1206001号  第三２(3)  法第43条第２項  平18厚令171第９条第１項平18障発第1206001号  第三３(1)  平18厚令171第９条第２項  平18障発第1206001号  第三３(1) | |  | | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| ２　契約支給量の報告等  ３　提供拒否の禁止 | （１）指定居宅介護事業者は，指定居宅介護を提供するときは，当該指定居宅介護の内容，契約支給量，その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。  （２）契約支給量の総量は，当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。  （３）指定居宅介護事業者は指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは，受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。  （４）指定居宅介護事業者は，受給者証記載事項に変更があった場合に，（１）から（３）に準じて取り扱っているか。  　指定居宅介護事業者は，正当な理由がなく指定居宅介護の提供を拒んでいないか。  特に，障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 | | | | | | | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特記事項 | |
| 受給者証への記載事項  ①　当該事業者及びその事業所の名称  　②　当該指定居宅介護の内容  　③　当該事業者が当該利用者に提供する月当たりのサービスの提供量（契約支給量）  　④　契約日等  ○　当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合にはその年月日を，月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載すること。  ○　提供を拒むことのできる正当な理由  　①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  　② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  　③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって，これに該当しない者から利用申込みがあった場合，その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合  ※「難病等対象者」である理由のみをもって，一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成25年３月６日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）  　④　入院治療が必要な場合 | | | | | ○受給者証の写し  ○受給者証の写し  ○契約内容報告書  ○契約内容報告書  ○受給者証の写し  ○契約内容報告書 | 平18厚令171第10条第１項  平18障発第1206001号　　　第三３(2)①  平18厚令171第10条第２項  平18厚令171第10条第３項  平18厚令171第10条第４項  平18厚令171第11条  平18障発第1206001号　　　　第三３(3) | | |  | |
| 眼 事　項 | | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | 自 己 評 価 | | |
| ４　連絡調整に対する協力  ５　サービス提供困難時の対応  ６　受給資格の確認  ７　介護給付費の支給の申請に係る援助  ８　心身の状況等の把握  ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | | | 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護の提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の有・無，支給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。  （１）指定居宅介護事業者は，居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  （２）指定居宅介護事業者は，居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。  指定居宅介護事業者は，指定居宅介護の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  （１）指定居宅介護事業者は，指定居宅介護を提供するに当たっては，地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  （２）指定居宅介護事業者は，指定居宅介護の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
|  | | | | | ○受給者証の写し  ○アセスメント記録  ○ケース記録  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上 | 平18厚令171第12条  平18障発第1206001号　　　　第三３(4)  平18厚令171第13条  平18障発第1206001号　　　　第三３(5)  平18厚令171第14条  平18厚令171第15条第１項  平18厚令171第15条第２項  平18厚令171第16条  平18厚令171第17条第１項  平18厚令171第17条第２項 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 10　身分を証する書類の携行  11　サービスの提供の記録  12　指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）指定居宅介護事業者は，従業者に身分を証する書類を携行させ,初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しているか。  （２）証書等には，当該指定居宅介護事業所の名称，当該従業者の氏名を記載しているか。  （１）指定居宅介護事業者は，指定居宅介護を提供した際は，当該指定居宅介護の提供日，内容その他必要な事項を，指定居宅介護の提供の都度，記録しているか。  （２）指定居宅介護事業者は，（１）の規定による記録に際しては，支給決定障害者から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けているか。  （１）指定居宅介護事業者が,指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  （２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者等に対し説明を行い，その同意を得ているか。  （ただし13の（１）から（３）までに掲げる支払については，この限りでない。） | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| ○　証書等には，当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいこと。  ○ 提供の記録事項  ①　当該指定居宅介護の提供日  ②　提供したサービスの具体的内容（例えば，身体介護と家事援助の別等）  ③　実績時間数，利用者負担額  等の利用者へ伝達すべき必要な事項  ○　サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から，利用者の確認を得ること。  ○　利用者の直接便益を向上させるものについては，次の要件を満たす場合に，利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。  　①　指定居宅介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  　②　利用者等に求める金額，その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し，説明を行うとともに，当該利用者の同意を得ていること。 | | | | | ○身分を証する書類（名札等）  ○サービス提供の記録  ○同上  ○金銭台帳の  類  ○請求書及び領収証(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○運営規程  ○利用料金等の説明文書  ○同意書 | 平18厚令171第18条  平18障発第1206001号　　　　第三３(8)  平18厚令171第19条第１項  平18障発第1206001号　　　第三３(9)①  平18厚令171第19条第２項  平18障発第1206001号　　　第三３(9)②  平18厚令171第20条第１項平18障発第1206001号  第三３(10)  平18厚令171第20条第２項 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 13　利用者負担額等の受領  14　利用者負担額に係る管理  15　介護給付費の額に係る通知等 | （１）指定居宅介護事業者は，指定居宅介護を提供した際は，支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。  （２）指定居宅介護事業者は，法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は，支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  （３）指定居宅介護事業者は，（１）及び（２)の支払を受ける額のほか，支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合に，支給決定障害者等から受けることのできる，それに要した交通費の額の支払いを受けているか。  （４）指定居宅介護事業者は，（１）から（３）までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。  （５）指定居宅介護事業者は，（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者等に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，支給決定障害者等の同意を得ているか。  　指定居宅介護事業者は，支給決定障害者等の依頼を受けて，当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  　この場合において，当該指定居宅介護事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  （１）指定居宅介護事業者は，法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は，支給決定障害者等に対し，当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。  （２）指定居宅介護事業者は，法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は，その提供した指定居宅介護の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| ○　サービス提供証明書の記載事項  ①　提供した指定居宅介護の内容  ②　費用の額  ③　その他利用者が市町村に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項 | | | | | ○請求書  ○領収書  ○同上  ○同上  ○領収書  ○重要事項説  明書  ○利用者負担額上限管理通知(控)  ○通知の写し  ○サービス提供証明書の写し | 平18厚令171第21条第１項  平18厚令171第21条第２項  平18厚令171第21条第３項  平18厚令171第21条第４項  平18厚令171第21条第５項  平18厚令171第22条  平18厚令171第23条第１項  平18厚令171第23条第２項  平18障発第1206001号　　第三３(13)② | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 16　指定居宅介護の基本取扱方針  17　指定居宅介護の具体的取扱方針  18　居宅介護計画の作成 | （１）指定居宅介護は，利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。  （２）指定居宅介護事業者は，その提供する指定居宅介護の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。  　指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は，次に掲げるところとなっているか。  　①　指定居宅介護の提供に当たっては，居宅介護計画に基づき，利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。  ②　指定居宅介護の提供に当たっては，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮しているか。  　③　指定居宅介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行っているか。  　④　指定居宅介護の提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。  　⑤　常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，適切な相談及び助言を行っているか。  （１）サービス提供責任者は，利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて，具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しているか。  （２）サービス提供責任者は，居宅介護計画を作成した際は，利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに，当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に交付しているか。  （３）サービス提供責任者は，居宅介護計画作成後においても，当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い，必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っているか。  （４）居宅介護計画に変更のあった場合，（１）及び（２）に準じて取り扱っているか。 | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| ○　指定居宅介護は，漫然かつ画一的に提供されることがないよう，個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供されなければならない。  ○　提供された指定居宅介護については，目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに，居宅介護計画の見直しを行うなど，その改善を図らなければならない。  ○　指定居宅介護の提供に当たっては，介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう，常に新しい技術を習得する等，研鑽を行うべきものであること。  ○　サービス提供責任者は，指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて，当該指定居宅介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め，居宅介護計画の原案を作成し，居宅介護計画に基づく支援を実施すること。  ○　居宅介護計画書の作成に当たっては，利用者の状況を把握・分析し，居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント），これに基づき，援助の方向性や目標を明確にし，  ・　担当する従業者の氏名  ・　従業者が提供するサービスの具体的内容  ・　所要時間，日程　等  を明らかにすること。  ○　計画書の様式については，事業所ごとに定めるもので差し支えない。  ○　サービス提供責任者は，他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに，助言，指導等必要な管理を行うこと。 | | | | | ○個別支援計画  ○実績記録な  　ど  ○研修受講記  　録  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類  ○個別支援計画及び交付した記録  ○個別支援計画  ○個別支援計  　画 | 平18厚令171第24条第１項  平18障発第1206001号　　　第三３(14)  平18厚令171第24条第２項  平18障発第1206001号　　　第三３(14)  平18厚令171第25条  平18障発第1206001号　　　第三３(15)  平18厚令171第25条第１号  平18厚令171第25条第２号  平18厚令171第25条第３号  平18厚令171第25条第４号  平18厚令171第25条第５号  平18厚令171第26条第１項  平18障発第1206001号  第三3(16)，②，④  平18厚令171第26条第２  平18厚令171第26条第３項  平18厚令171第26条第４項 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 19　同居家族に対するサービス提供の禁止  20　緊急時等の対応  21　支給決定障害者等に関する市町村への通知  22　管理者及びサービス提供責任者の責務 | 指定居宅介護事業者は，従業者に，その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはいないか。  　従業者は，現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  （１）指定居宅介護事業所の管理者は，当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。  （２）指定居宅介護事業所の管理者は，当該指定居宅介護事業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）第２章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  （３）サービス提供責任者は，18に規定する「居宅介護計画の作成」業務のほか，指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整，従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。  （４）サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては，利用者の自己決定の尊重を原則とした上で，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
|  | | | | | ○緊急時対応マニュアル  ○ケース記録  ○事故等の対応記録  ○他の業務等と兼務している場合，それぞれの勤務表  ○出勤簿  ○利用申込み時の記録  ○サービス提供内容を管理していることが分かる書類（運営規程等） | 平18厚令171第27条  平18厚令171第28条  平18厚令171第29条  平18厚令171第30条第１項  平18厚令171第30条第２項  平18厚令171第30条第３項  平18厚令171第30条第４項 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 23　運営規程 | 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  　①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種，員数及び職務の内容  　③　営業日及び営業時間  　④　指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  　⑤　通常の事業の実施地域  　⑥　緊急時等における対応方法  　⑦　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　⑧　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑨　その他運営に関する重要事項 | | | | | | | ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
|  | | | | | ○運営規程 | 平18厚令171第31条  平18障発第1206001号  第三３(20)①，③～⑦  「障害者（児）施設における虐待の防止について」  （平成17年10月20日障発  第1020001号） | | |  | |
| 【運営規程】  ○ 従業者の職種，員数及び職務の内容（第２号）  従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため，業務負担軽減等の観点から，規程を定めるに当たっては，基準第５条において置くべきとされている員数を満たす範囲において，「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第９条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても，同様とする。）。  ○　支給決定障害者等から受領する費用の額  利用者負担額のほかに，基準第21条第３項に規定する額を指すものであること。  ○　通常の事業の実施地域  通常の事業の実施地域は，客観的にその区域が特定されるものとすること。  なお，通常の事業の実施地域は，利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり，当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。  ○　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類  障害種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが，提供するサービスの専門性を確保するため，特に必要がある場合において，あらかじめ，障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。  ○　「虐待の防止のための措置事項」  　ア　虐待の防止に関する担当者の選定  　イ　成年後見制度の利用支援  　ウ　苦情解決体制の整備  　エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）  　オ　基準第40条の２第１項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること  ○　その他運営に関する重要事項（第９号）  指定居宅介護事業所が市町村により地域生活支援拠点等（法第77条第４項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられている場合は，その旨を明記すること。 | | | | | |  | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 24　介護等の総合的な提供  25　勤務体制の確保等 | 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護の提供に当たっては，入浴，排せつ，食事等の介護又は調理，洗濯，掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし，特定の援助に偏ることはないか。  （１）指定居宅介護事業者は，利用者に対し，適切な指定居宅介護を提供できるよう，指定居宅介護事業所ごとに，従業者の勤務体制を定めているか。  （２）指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに，当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しているか。  （３）指定居宅介護事業者は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  （４）指定居宅介護事業者は，適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | | | | | | | ない・ある  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| ○　「偏ること」とは，特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん，特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば，これに該当するものである。  ○　指定居宅介護事業所ごとに，原則として月ごとの勤務表を作成し，従業者については，日々の勤務時間，職務の内容，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係，サービス提供責任者である旨等を明確にすること。  ○　指定居宅介護事業所の従業者とは，雇用契約その他の契約により，当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指す。  ○　研修機関が実施する研修や当該指定居宅介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。  ○　同条第４項は，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の２第１項の規定に基づき，指定居宅介護事業者には，職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ，規定したものである。指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組については，次のとおりとする。なお，セクシュアルハラスメントについては，上司や同僚に限らず，利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  ア　指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容  指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的な内  容は，事業主が職場における性的な言動に起因する問  題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指  針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主  が職場における優越的な関係を背景とした言動に起  因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パ  ワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが，されたい内容は以下のとおりである。 | | | | | ○個別支援計画  ○実績記録  ○従業者の勤  務表  ○勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類  ○研修計画，研修実施記録  ○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | 平18厚令171第32条  平18障発第1206001号　　第三３(21)②  平18厚令171第33条第１項  平18障発第1206001号　　第三３(22)①  平18厚令171第33条第２項  平18障発第1206001号　　第三３(22)②  平18厚令171第33条第３項  平18障発第1206001号　　第三３(22)③  平18厚令171第33条第4項  平18障発第1206001号　　第三３(22)④ | | |  | |
|  | | | | |  |  | | |  | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 26　業務継続計画の策定等 | （１）指定居宅介護事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定居宅介護事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定居宅介護事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  　※　経過措置（令和６年３月31日までの間は努力義務） | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| ａ　指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し，従業者に周知・啓発すること。  ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ，適切に対応するために必  要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により，相談への  対応のための窓口をあらかじめ定め，従業者に周知すること。  イ　指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては，顧客等からの著しい迷惑行為  （カスタマーハラスメント）の防止のために，事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として，①相談に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備，②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応，行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等，業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | | | | | | 平18厚令171  第33条の2第1項  平18障発第1206001号 第三３(23)  令３厚令10附則第３条  平18厚令171  第33条の2第2項  令３厚令10附則第３条  平18厚令171  第33条の2第3項  令３厚令10附則第３条 | | |  | |
|  | | | | | 〇業務継続計  　画  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類 |  | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 27　衛生管理等  28　掲示 | （１）指定居宅介護事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行っているか。  （２）指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所の設備及び備品等について，衛生的な管理に努めているか。  （３）指定居宅介護事業者は，当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し，又はまん延しないように，次の各号に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定居宅介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　当該指定居宅介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　③　当該指定居宅介護事業所において，従業者に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  　　※　経過措置（令和６年３月31日までの間は努力義務）  指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は，指定居宅介護事業者は，これらの事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| ○ 指定居宅介護事業者は，従業者が感染源となることを予防し，また従業者を感染の危険から守るため，手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 | | | | | ○感染予防に関するマニュアルなど  ○衛生管理等に関する記録  〇委員会議事  　録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | 平18厚令171第34条第１項  平18障発第1206001号　　　第三３(24)  平18厚令171第34条第２項  平18厚令171第34条第３項  令３厚令10附則第４条  平18厚令171  第35条第１項，第２  項  平18障発第1206001号　　　第三３(25) | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 29　身体拘束等の禁止  30　秘密保持等  31　情報の提供等 | （１）指定居宅介護事業者は，指定居宅介護の提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  （２）指定居宅介護事業者は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その様態及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  （３）指定居宅介護事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。  （１）指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  （２）指定居宅介護事業者は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。  （３）指定居宅介護事業者は，他の指定居宅介護事業者等に対して，利用者又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  （１）指定居宅介護事業者は，指定居宅介護を利用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  （２）指定居宅介護事業者は，当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | | | | | | | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| ○　指定居宅介護事業者は，当該指定居宅介護事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこと。  ○　従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには，指定居宅介護事業者等は，あらかじめ，文書により利用者又はその家族から同意を得ているか。  　　なお，この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | | | | | 〇個別支援計  　画  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類等）  〇委員会議事  　録  ○身体拘束等の適正化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類  ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○同上  ○その他必要な措置を講じたことが分かる書類（就業規則等）  ○個人情報同  意書  ○情報提供を  行ったこと  が分かる書  類（パンフレ  ット等）  ○事業者のＨＰ画面・パンフレット | 平18厚令171  第35条の２第１項  平18障発第1206001号　　　第三３(26)  平18厚令171  第35条の２第２項  平18厚令171  第35条の２第３項  令３厚令10附則第５条  平18厚令171第36条第１項  平18厚令171第36条第２項  平18障発第1206001号　　第三３(27)②  平18厚令171第36条第３項  平18障発第1206001号　　第三３(27)③  平18厚令171第37条第１項  平18厚令171第37条第２項 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 32　利益供与等の禁止  33　苦情解決 | （１）指定居宅介護事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。  （２）指定居宅介護事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。  （１）指定居宅介護事業者は，その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  （２）指定居宅介護事業者は，（１）の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。  （３）指定居宅介護事業者は，その提供した指定居宅介護に関し，法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （４）指定居宅介護事業者は，その提供した指定居宅介護に関し，法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに，県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | | | | | | | いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| ○　「必要な措置」とは，相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。  当該措置の概要については，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し，事業所に掲示することが望ましい。  ○　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 | | | | | ○苦情受付簿  ○重要事項説  明書  ○契約書  ○事業所の掲  示物  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応マニュアル  ○市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | 平18厚令171第38条第１項  平18障発第1206001号　　　第三３(28)  平18厚令171第38条第２項  平18厚令171第39条第１項  平18障発第1206001号　　第三３(29)①  平18厚令171第39条第２項  平18障発第1206001号　　第三３(29)②  平18厚令171第39条第３項  平18厚令171第39条第４項 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 34　事故発生時の対応 | （５）指定居宅介護事業者は，その提供した指定居宅介護に関し，法第48条第1項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （６）指定居宅介護事業者は，県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，（３）から（５）までの改善の内容を県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。  （７）指定居宅介護事業者は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  （１）指定居宅介護事業者は，利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は，県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  （２）指定居宅介護事業者は，事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。  （３）指定居宅介護事業者は，利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。 | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| ○　利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定居宅介護事業者が定めておくことが望ましい。  また，事業所に自動体外式除細器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお，事業所の近隣にＡＥＤが設置されており，緊急時に使用できるよう，地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ○　指定居宅介護事業者は，賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。  ○　指定居宅介護事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。  ＜参考＞  「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） | | | | | ○県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県等への報  告書  ○運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類  ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類（賠償責任保険書類等 | 平18厚令171第39条第５項  平18厚令171第39条第６項  平18厚令171第39条第７項  平18厚令171第40条第１項  平18障発第1206001号　　　第三３(30)  平18厚令171第40条第２項  平18厚令171第40条第３項 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 35　虐待の防止  36　会計の区分  37　記録の整備 | 指定居宅介護事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定居宅介護事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに，指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  （１）指定居宅介護事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。  （２）指定居宅介護事業者は，利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し，当該指定居宅介護を提供した日から５年間保存しているか。 | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| ○ 指定居宅介護に関する記録  　　ア　11（基準第19条）に規定する指定居宅介護の提供に係る記録  　　イ　18（基準第26条）に規定する居宅介護計画  　　ウ　33（基準第39条）に規定する苦情の内容等に係る記録  ○　21（基準第29条）に規定する市町村への通知に係る記録 | | | | | 〇委員会議事  　録  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者を配置していることが分かる書類  ○収支予算書・決算書等の会計書類  ○職員名簿  ○設備・備品台  　帳  ○帳簿等の会計書類  ○各種記録簿  　冊 | 平18厚令171第40条の２平18障発第1206001号  第三３(31)  令３厚令10附則第２条  平18厚令171第41条  平18障発第1206001号　　　第三３(32)  平18厚令171第42条第１項  平18障発第1206001号　　　第三３(33)  平18厚令171第42条第２項 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 38　電磁的記録等  第５　共生型障害福祉サービスに関する基準  １　共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準  ２　準用（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準） | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付，説明，同意，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。  共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して次の基準を満たしているか。  （１）指定訪問介護事業所の従業者の員数が，当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上となっているか。  （２）共生型居宅介護の利用者に対して,適切なサービスを提供するため，指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。  （第１の（３），第２（２，３）及び第４を準用） | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
|  | | | | | 〇電磁的記録  簿冊  ○同準用項目と同一書類 | 平18厚令171第224条第1項  平18厚令171第224条第2項  平18厚令171第43条の２  平18厚令171第43条の４準用（第４条第１項，第５条第２項，第６条並びに第９条から第42条まで） | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| ３　電磁的記録等  第６　基準該当障害福祉サービスに関する基準  １　従業者の員数  ２　管理者 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。  （１）基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は,３人以上となっているか。  （２）離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号に規定する「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域」において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあっては，（１）にかかわらず，基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は，1人以上となっているか。  （３）基準該当居宅介護事業所ごとに，従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としているか。  基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  （ただし，基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ，又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所，施設等の職務に従事することは差し支えない。） | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
|  | | | | | 〇電磁的記録簿冊  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶ  ｰﾄﾞ)  ○勤務体制一  覧表  ○従業者の資  格証  ○同上  ○同上  ○サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類  ○管理者の勤務形態が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶ  ｰﾄﾞ)  ○勤務体制一  覧表  ○従業者の資  格証 | 平18厚令171第224条第1項  平18厚令171第224条第2項  法第30条第1項第2号ｲ  平18厚令171第44条第１項  平18厚令171第44条第２項平18厚告540  平18厚令171第44条第３項  平18厚令171第45条 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| ３　設備及び備品等  ４　同居家族に対するサービス提供の制限  ５　運営に関する基準  ６　電磁的記録等 | 事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか，基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。  （１）従業者に，その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせていないか。  ただし，同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には，この限りでない。  ① 当該居宅介護に係る利用者が，離島，山間のへき地その他の地域であって，指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合  ② 当該居宅介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合  ③ 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が，当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね２分の１を超えない場合  （２）（１）のただし書により，従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において，当該利用者の意向や当該利用者に係る居宅介護計画の実施状況等からみて，当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは，当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じているか。  （第１の（３）及び第４（１３の（１），１４，　１５の（１），１９，２４及び２９を除く。）を準用）  （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。 | | | | | | | いる・いない  いない・いる  いる・いない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
|  | | | | | 〇同準用項目と同一文書  〇電磁的記録  簿冊 | 平18厚令171第46条  平18厚令171第47条第１項  平18厚令171第47条第２項  平18厚令171  第48条第1項準用（第4条第1項及び第9条から第43条まで（第21条第1項，第22条，第23条第1項，第27条，第32条，第35条の2及び第43条を除く。））  平18厚令171第224条第1項  平18厚令171第224条第2項 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 第７　変更の届出等  第８　介護給付費又は訓  練等給付費の算定及び取扱い  １　基本事項  ２　居宅介護サービス費 | （１）指定居宅介護事業者は，当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき，又は休止した当該指定居宅介護の事業を再開したときは，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。  （２）指定居宅介護事業者は，当該指定居宅介護の事業を廃止し，又は休止しようとするときは，その廃止又は休止の日の一月前までに，その旨を県知事に届け出ているか。  （１）指定居宅介護に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第１により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし，その額が現に当該指定居宅介護に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定居宅介護に要した費用の額となっているか。）  （２）（１）の規定により，指定居宅介護に要する費用の額を算定した場合において，その額に1円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  （１）居宅における身体介護が中心である場合，通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については，区分１以上に該当する利用者に対して，第２の１に規定する指定居宅介護事業所の従業者，第５に規定する共生型居宅介護の事業を行う事業所の従業者が第１の（３）に規定する指定居宅介護，共生型居宅介護（指定居宅介護等）を行った場合に，所定単位数を算定しているか。 | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
|  | | | | | ○変更届（控）  ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 法第46条第１項  施行規則第34条の23  法第46条第２項  施行規則第34条の23  法第29条第３項  平18厚告523の１  平18厚告539  法第29条第３項  平18厚告523の２  平18厚告523  別表第１-１-注１ | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
|  | （２）通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については，次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては，これに相当する支援の度合）にある利用者に対して，通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護又は基準該当居宅介護を行った場合に，所定単位数を算定しているか。  　　①　区分２以上に該当していること。  　　②　平成26年厚生労働省令第５号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（以下「区分省令」という。）の別表第一における次のイからホまでに掲げる項目のいずれかについて，それぞれイからホまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。  　イ　歩行　「全面的な支援が必要」  　　　ロ　移乗　「見守り等の支援が必要」，「部分的な支援  が必要」又は「全面的な支援が必要」  　　　ハ　移動　「見守り等の支援が必要」，「部分的な支援  が必要」又は「全面的な支援が必要」  　　　ニ　排尿　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援  が必要」  　　　ホ　排便　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援  が必要」  （３）家事援助が中心である場合については，区分1以上に該当する利用者のうち，単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（家族等）と同居している利用者であって，当該家族等の障害，疾病等の理由により，当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して，家事援助（調理，洗濯，掃除等の家事の援助であって，これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に，所定単位数を算定しているか。  （４）居宅介護従業者が，指定居宅介護等を行った場合に，現に要した時間ではなく，居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| 注）別表「介護給付費等単位数表」第１  ２(1)　居宅介護サービス費  「ロ　通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合」については，左記の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては，これに相当する支援の度合）にある利用者に対して，通院等介助（通院等又は官公署（国，県及び市町村の機関，外国公館（外国の大使館，公使館，領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所，指定地域定着支援事業所，指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所への移動（公的手続又は障害福祉サービス利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続，移動等の介助をいう。）（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に，所定単位数を算定する。 | | | | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第１-１-注２  平26厚令５別表第一  ※障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令  平18厚告523  別表第１-１-注３  平18厚告523  別表第１-１-注４ | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
|  | （５）居宅における身体介護が中心である場合については，平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が，居宅における身体介護（入浴，排せつ，食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に，所定単位数を算定しているか。  　　　ただし，次の①又は②に掲げる場合にあっては，所定単位数に代えて，それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。  　　①　平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の二に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合  　　　　所定単位数の100分の70に相当する単位数  　　②　平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合  　　　　次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ，それぞれイ又はロに掲げる単位数  　イ　所要時間３時間未満の場合  　　　　　平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」第２の１に規定する所定単位数  　　　ロ　所要時間３時間以上の場合  　　　　　638単位に所要時間３時間から計算して所要時間30　　　　分を増すごとに86単位を加算した単位数  （６）通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については，平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が，通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に，所定単位数を算定しているか。  　　　ただし，次の①又は②に掲げる場合にあっては，所定単位数に代えて，それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。 | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
|  | | | | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護計画  ○実績記録  ○同上 | 平18厚告523  別表第１-１-注５  平18厚告548の一  平18厚告548の二  平18厚告548の四  平18厚告523別表第２-１  平18厚告523  別表第１-１-注６  平18厚告548の一 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
|  | ①　平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の三に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合  　　　　所定単位数の100分の70に相当する単位数  　　②　平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合  　　　　次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ，それぞれイ又はロに掲げる単位数  　イ　所要時間３時間未満の場合  　　　　　平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第２の１に規定する所定単位数  　　　ロ　所要時間３時間以上の場合  　　　　　638単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数  （７）家事援助が中心である場合については，平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四の二に定める者が，家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合に，所定単位数を算定しているか。  　　　ただし，平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の五に定める者が家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては，所定単位数に代えて，所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。  （８）通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については，平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四の二に定める者が，通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に，所定単位数を算定しているか。  　　　ただし，平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が，通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては，所定単位数に代えて，所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
|  | | | | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告548の三  平18厚告548の四  平18厚告523別表第２-１  平18厚告523  別表第１-１-注７  平18厚告548の四の２及び五  平18厚告523  別表第１-１-注８  平18厚告548の四の二及び六 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| （２人従業者介護加算）  （夜間もしくは早朝  又は深夜加算 | （９）通院等のため乗車又は降車の介助が中心である場合については，平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が，通院等のため，自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに，併せて，乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続，移動等の介助を行った場合に，１回につき所定単位数を算定しているか。  　　　ただし，平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が，通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては，所定単位数に代えて，所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。  （９の２）①同一敷地内建物等に居住する利用者（1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）又は②指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して，指定居宅介護等を行った場合は，所定単位数に代えて，所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し，③指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して，指定居宅介護等を行った場合は，所定単位数に代えて，所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。  （10）平成18年厚生労働省告示第546号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって，同時に２人の居宅介護従業者が１人の利用者に対して指定居宅介護を行った場合に，それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定しているか。  （11）夜間（午後６時から午後10時まで）又は早朝（午前６時から午前８時まで）に指定居宅介護等を行った場合にあっては，１回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し，深夜（午後10時から午前６時まで）に指定居宅介護等を行った場合にあっては，１回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
|  | | | | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第１-１-注９  平18厚告548の一及び六  平18厚告523  別表第１-１-注９の２  平18厚告523  別表第１-１-注10  平18厚告546  平18厚告523  別表第１-１-注11 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| （特定事業所加算）  （特別地域加算）  （緊急時対応加算）  （緊急時対応加算）  　※地域生活支援拠点等の場合  （情報公表未報告減算）  （業務継続計画策定減  算）  ※令和７年４月１日から適用  （身体拘束廃止未実施減  算） | （12）平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の一に適合しているものとして県知事，指定都市又は中核市の市長に届け出た指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が，指定居宅介護又は共生型居宅介護を行った場合にあっては，当該基準に掲げる区分に従い，１回につき「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，「チェックポイント」欄に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，その他の加算は算定していないか。  （13）平成21年厚生労働省告示第176号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき，厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して，指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては，１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  （14）居宅における身体介護が中心である場合及び通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については，利用者又はその家族等からの要請に基づき，指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い，当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては，利用者１人に対し，１月につき２回を限度として，１回につき100単位を加算しているか。  （15）前号の加算が算定されている指定居宅介護事業所等が，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第１号に適合するものとして県知事又は市町村長に届けた場合に，更に1回につき50単位を加算しているか。  （16）法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は，所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （17）第４の26の（１）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （18）第４の29の（２）又は（３）に規定する基準に満たしていない場合は，所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | | | | | | | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| （特定事業所加算）   1. 特定事業所加算(Ⅰ)   所定単位数の100分の20に相当する単位数   1. 特定事業所加算(Ⅱ)   所定単位数の100分の10に相当する単位数   1. 特定事業所加算(Ⅲ)   所定単位数の100分の10に相当する単位数   1. 特定事業所加算(Ⅳ)   所定単位数の100分の ５に相当する単位数 | | | | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○業務継続計  画  第４の29の（２）又は（３）  の確認書類等 | 平18厚告523  別表第１-１-注12  平18厚告543の一  平18厚告523  別表第１-１-注13  平21厚告176  平18厚告523  別表第１-１-注14  平18厚告523  別表第1-１-注15  平18厚告551  法第76条の3第1項  平18厚告523別表第1-1-注16  平18厚告523別表第1-1--注17平18厚令171  第33条の2第1項,第43条の4,第48条第1項  平18厚告523  別表第1-１-注18  平18厚令171  第35条の2第2項・第3項，第43条の4 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| （虐待防止措置未実施減  算）  ３ 初回加算  ４　利用者負担上限額管理加算  ５　喀痰吸引等支援体制加算  ６ 福祉専門職員等連携加算 | (19) 指定障害福祉サービス基準第40条の2（指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （20）利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活援助サービス費(５)を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は，居宅介護サービス費を算定していないか。  指定居宅介護事業所等において，新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して，サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  指定居宅介護事業者又は共生型居宅介護の事業を行う者が，第４の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  指定居宅介護事業所等において，喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。）が必要な者に対して，登録特定行為事業者（同法附則第20条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。）の認定特定行為業務従事者（同法附則第10条第１項に規定する認定特定行為業務従業者をいう。）が，喀痰吸引等を行った場合に，1日につき所定単位を加算しているか。  ただし，２の(12)の①の特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は，算定していないか。  利用者に対して，指定居宅介護事業所等のサ－ビス提供責任者が，サ－ビス事業所，指定障害者支援施設等，医療機関等の社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士，理学療法士，公認心理士その他の国家資格を有する者（以下「社会福祉士等」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し，利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い，かつ，居宅介護計画を作成した場合であって，当該社会福祉士等と連携し，当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは，初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間，３回を限度として，１回につき所定単位数を加算しているか。 | | | | | | | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| ３　初回加算の留意事項  　　利用者が，過去２月に，当該事業所から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定  ４　利用者負担上限額管理加算の留意事項  ｢利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは，利用者が，利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に，上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 | | | | | ○同上  ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○居宅介護計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523 別表第注19  平18厚令171  第40条の2,第43条の4,第48条第1項  平18厚告523  別表第１-１-注20  平18厚告523  別表第１-２-注  平18厚告523  別表第１-３-注  平18厚告523  別表第１-４-注  平18厚告523  別表第１-４の２-注 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| ７ 福祉・介護職員処遇改善加算  ８ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算  ９　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算  10　福祉・介護職員等処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8及び9において同じ。）が，利用者に対し，指定居宅介護等を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年５月31日までの間，「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  　ただし，「チェックポイント」欄に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，その他の加算は算定していないか。  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が，利用者に対し，指定居宅介護等を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が，利用者に対し，指定居宅介護等を行った場合は、２から６までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  （１）平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。（２）において同じ。）が，利用者に対し，指定居宅介護等を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　２から６までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数  ②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　２から６までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数  ③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ２から６までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数  ④　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　２から６までにより算定した単位数の1000分の273に相 | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| ７　福祉・介護職員処遇改善加算  ①　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  ２から６までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数  ②　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  ２から６までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数  ③　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  ２から６までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数  ８　福祉・介護職員等特定処遇改善加算  ①　福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)　 ２から６までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数  ②　福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)　 ２から６までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数 | | | | | | 平18厚告523  別表第１-５-注  平18厚告543の二  平18厚告523  別表第１-６-注  平18厚告543の三  平18厚告543の三の二  平18厚告523  別表第１-５-注1  平18厚告543の二 | | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
|  | （２）令和７年３月31日までの間，平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市長村長に届け出た指定居宅介護事業所等（（１）の加算を算定しているものを除く。）が，利用者に対し，指定居宅介護等を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴ ２から６までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数  ②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵ ２から６までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数  ③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶ ２から６までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数  ④　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷ ２から６までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数  ⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸ ２から６までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数  ⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹  ２から６までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数  ⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺ ２から６までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数  ⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻ ２から６までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数  ⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼ ２から６までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数  ⑩　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽ ２から６までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数  　⑪　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾ ２から６までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数  　⑫　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿ ２から６までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数  　⑬　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀ ２から６までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数  ⑭　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁ ２から６までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数 | | | | | | | いる・いない  いない・いる | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | | | | 特 記 事 項 |
|  | | | |  | | 平18厚告523  別表第１-５-注2  平18厚告543の２ | | | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
|  |  | | | | | | |  | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| （参考）  ※　算定上における端数処理について  　①　単位数算定の際の端数処理  　　　単位数の算定については，基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に，小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり，絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。  この計算の後，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和３年厚生労働省告示第87号）附則第14 条に規定する単位数の計算を行う場合も，小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが，小数点以下の端数処理の結果，上乗せされる単位数が１単位に満たない場合は，１単位に切り上げて算定する。  ただし，特定事業所加算，特別地域加算，福祉・介護職員処遇改善加算，福祉・介護職員等特定処遇改善加算，福祉・介護職員処遇改善特別加算及び同一建物減算を算定する場合については，対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて，当該加減算の単位数を算定することとする。  （例１） 居宅介護（居宅における身体介護30分以上１時間未満で402単位）  ・ 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70％  402×0.70＝281.4→281 単位  ・ 基礎研修課程修了者で深夜の場合  281×1.5＝421.5→422 単位  ※ 402×0.70×1.5＝422.1 として四捨五入するのではない。  （例２） 居宅介護（居宅における身体介護30分以上１時間未満で402単位）  ・ 月に６回サービスを行い，特別地域加算の対象となる場合，対象となる単位数の合計に15％を加算  402×６回＝2,412 単位  2,412×0.15＝361.8→362単位  　　なお，加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて，その合成単位数は，既に端数処理をした単位数（整数値）である。  ②　金額換算の際の端数処理  　　　算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。  （例）上記（例１）の事例で，このサービスを月に４回提供した場合（地域区分は７級地）  　　・ 422単位×４回＝1,688単位  ・ 1,688単位×11.20円／単位＝18,905.6円→18,905円 | | | | | | 平18障発第1031001  第二１(1)①  平18障発第1031001  第二１(１)② | | |  | |

**（参考）　主な根拠法令等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 略　　号 | 法　　　　令　　　　等　　　　名 |
| 法 | 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月７日，法律第123号） |
| 政令 | 施行令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年１月25日，政令第10号） |
| 省令 | 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年２月28日，厚生労働省令第19号） |
| 平26厚令５ | 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年１月23日，厚生労働省令第５号） |
| 平18厚令171 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省令第171号） |
| 令３厚令10 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年１月25日，厚生労働省令第10号） |
| 告示 | 平18厚告169 | 廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第169号） |
| 平18厚告523 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第523号） |
| 平18厚告538 | 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年９月29日，厚生労働省告示第538号） |
| 平18厚告539 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年９月29日，厚生労働省告示第539号） |
| 平18厚告543 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第543号） |
| 平18厚告546 | 厚生労働大臣が定める要件（平成18年９月29日，厚生労働省告示第546号） |
| 平18厚告548 | 厚生労働大臣が定める者（平成18年９月29日，厚生労働省告示第548号） |
| 平18厚告551 | 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第551号） |
| 平18厚告556 | 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年９月29日，厚生労働省告示第556号） |
| 平21厚告176 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成21年３月３日，厚生労働省告示第176号） |
| 通知等 | 平18障発第1206001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日，障発第1206001号） |
| 平18障発第1031001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年１月31日，障発第1031001号） |
| 平17障発第1020001号 | 障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日，障発第1020001号） |
| 県条例 | 県条例第37号 | 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年３月29日，条例第37号） |